

令和5年度(令和4年度実施事業分) 主要事業評価各課総括表・2次評価表

2次評価者

建設部建築課

建設部長 村瀬 浩之

整理No	主要事業名	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
		自己評価	評価内容	方向性	内容
26-1	市営住宅維持管理事業	B	定期的な抽選による新規入居者募集戸数を増やすことで、前年度を上回る入居を達成し、目標数を上回ることができた。	現状維持	全国的に身寄りのない高齢者等が増加し、保証人の確保が困難となることを踏まえ、連帯保証人の規定を廃止し、公営住宅の目的である住宅に困窮する者への住宅提供等に努めていく。
26-2	市営住宅計画的修繕等整備事業	B	将来的な管理戸数を考慮し、令和4年度は外壁改修(緑ヶ丘・横川住宅)を実施することができた。	現状維持	市営住宅廃止事業を踏まえ、計画的な工事施工を実施することで、安心・安全な住環境の保持に努める。
26-3	市営住宅用途廃止事業	B	用途廃止する住宅の入居者と交渉し移転を進め、君ヶ橋住宅1・2棟については、全ての入居者の移転が完了した。	現状維持	君ヶ橋住宅1・2棟は、除却工事を進める。長根西住宅の入居者とは引き続き移転交渉を実施し、適正な市営住宅の管理戸数となるように用途廃止を進める。
26-4	後退用地事業	C	後退用地の取得制度を周知し、国庫補助金を活用した用地取得・後退用地の舗装工事等を進めることができた。取得対象申請数に対する用地取得割合は34.0%であり、前年度同等の取得割合であった。	改善推進	取得基準に基づき用地の取得と舗装工事等の整備を進める。また、自己管理地については、土地所有者に適切な管理を指導する。
26-5	民間住宅耐震事業	C	耐震診断については、自治区と連携した個別訪問を実施し、昨年度以上の件数を確保したが、目標とする木造住宅の診断件数は達成することができなかった。耐震改修費補助については、所有者の高齢化により基準に満たない住宅を改修するのではなく、取壊しを選択する所有者が増えており、目標件数を達成することができなかった。	改善推進	自治区と連携した個別訪問による診断・改修・耐震シェルター等の設置の啓発活動を継続して実施していくとともに、詳細設計を行うことにより安価な改修が可能な建物への重点的な周知を新たに行うことで、耐震改修の増加に努める。

整理No	主要事業名	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
		自己評価	評価内容	方向性	内容
26-6	老朽化建築物 取壊促進・空家対策事業	B	安全性に不安のある老朽化建物・ブロック塀については、戸別訪問等により補助制度が浸透しつつあり、ほぼ目標とする件数を確保することができた。また、空き家対策としては、セミナーの実施により空き家の適正管理に関する啓発に努めた。	改善 推進	老朽化建物の所有者に対し補助制度を直接案内するなどの周知を継続的に実施する。ブロック塀については、過去に市内全域を調査した結果の追跡調査を行うとともに補助制度の案内を行う。管理不全な空き家については、法律に基づく指導・勧告等による問題解決に努めるとともに、空き家の発生予防として、空き家バンクの充実等により空き家の利活用を促進する。空き家セミナーについては、テーマを明確にし、ターゲットを定めた啓発に努める。
課等長	1 次評価（令和 4 年度の総括評価）				
B	・市営住宅は、用途廃止事業を踏まえ、計画的に修繕、維持管理を行った。また、管理戸数の適正化に向け、廃止予定住宅の入居者移転を計画的に進めており、君ヶ橋住宅 1・2 棟の入居者移転を完了した。 ・後退用地事業は、継続的に制度の周知を行い、国費補助を有効に活用した用地の取得及び整備を行った。 ・民間住宅耐震事業は、地元自治区、愛知建築士会半田支部と連携し、戸別訪問による啓発活動を行った。目標値には届かなかったが、昨年度以上の件数を確保することはできた。 ・老朽化建築物取壊促進・空家対策事業では、把握できている危険建築物の所有者に対して、戸別訪問による補助制度の説明を行い、目標を概ね達成することができた。空家対策では、司法書士の協力のもと空家セミナーを実施し、空家の適正管理を促すとともに、特定空家等の所有者に改善指導を行い、危険な空家の減少を図った。				
部等長	2 次評価（令和 4 年度の総括評価並びに今後の方針及び指示事項）				
C	・「半田市営住宅長寿命化計画」に基づき、入居者の移転・住宅の用途廃止等を適切に進め、管理戸数の適正化を図ること。 ・後退用地事業は、必要な用地を取得・整備し、狭あい道路の改善に努めること。 ・民間住宅耐震事業は、地域と協働して行っている戸別訪問及び改修工事啓発活動を継続し、耐震化の推進を図ること。 ・老朽化建築物取壊促進・空家対策事業は、特定空家等の解消に努めるとともに、補助制度の周知により危険な建物・ブロック塀の取壊・撤去を促進すること。				